

行政改革の重要方針（抄）

平成 17 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図ることは、政府にとって喫緊かつ最重要課題の一つである。

このため、政府はこれまで「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。以下「12 年行革大綱」という。）及び「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定。以下「16 年行革方針」という。）等に基づき、「官から民へ」、「国から地方へ」等の観点から行政改革を推進してきた。

今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。この観点から、以下のとおり、更に推進すべき行政改革の重要な課題について、現段階で新たに政府として具体的な方針を策定するものを一括して取りまとめ、既往の行革方針等で示された事項と併せ、これらを更に推進し改革を続行する。

また、本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を策定し、平成 18 年通常国会に提出する。

2 独立行政法人、公営競技関係法人、その他政府関係法人の見直し

(4) 特別の法律により設立される民間法人の見直し

特別の法律により設立される民間法人については、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から、その事業等について別表 5 の措置を講ずる。また、「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）等に適合するよう引き続き指導監督を行う。

【別表 5】

法人名（所管府省）	講るべき措置
<その他法人>	
中央職業能力開発協会 (厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> ○技能検定制度について、新設の職種については、民間の指定試験機関において行うことを原則とする。既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。 ○（以下略）

規制改革推進のための第2次答申（平成19年12月25日規制改革会議）（抄）

II. 各重点分野における規制改革

5 官業改革

（3）既往の会議等が提言した官業改革のフォローアップ

② 特別の法律により設立される民間法人

ア 中央職業能力開発協会

【問題意識】

中央職業能力開発協会は、国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定のうち民間参入が行われている職種は極めて限定的であることから、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」（平成17年12月21日規制改革・民間開放推進会議）における指摘を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、各種技能検定職種の更なる民間参入の促進を図るとともに、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかを検証し、その見直しを行うこととされた。

これを受け、厚生労働省では、平成18年5月以降「技能検定職種等のあり方に関する検討会」を開催し、同年9月には、技能検定職種の統廃合・新設や民間参入の促進に関する基本的考え方を示した報告書が取りまとめられるに至った。

現在、この基本的考え方に基づき、厚生労働省において、その具体的な対応策が検討されているところであるが、技能検定職種の統廃合等について検討を進めるに当たっては、協会の事業に公費が投入されている事実にかんがみ、当該業界団体及び関連する専門家のみによる検討に止まらず広く公共の見地より、統廃合等がもたらす社会的利益が透明なプロセスの下で検証されることが重要と考える。また、この検討作業が、遅延することなく実施され、速やかに技能検定職種の統廃合等を実現するためには、作業工程を明確化させるとともに、統廃合等についての定量的基準を設定する必要がある。

【具体的施策】

中央職業能力開発協会が実施する技能検定については、検定職種の統廃合・新設、民間参入を促進するに当たり、個々の技能検定試験がもたらす社会的便益と費用を勘案し、それらの社会的有用性を客観性・透明性を確保したプロセスを経て広く公共の見地から検討できる体制整備を行うべきである。

上記の検討体制下における検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進す

るため、実施期限を付した検討の作業計画を策定するとともに、同作業計画において、検定職種の統廃合を明確化・加速化させるため、例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。

また、検討過程の客観性・透明性の確保に当たっては、基礎的情報の公開が前提となることから、検定職種ごとの受検者数の推移、それらの企業・労働者等に及ぼす効果、収支構造の試算等を積極的に公表することにより、個々の検定職種の社会的ニーズ、公的負担の程度等を明らかにすべきである。【平成20年度措置】

さらに、技能検定試験における指定試験機関は、現在、非営利団体に限定されているが、安定性・継続性、中立性・公平性等の必要な条件を整備した上で、営利団体にもこれを開放することについて検討すべきである。【平成20年度結論】

令和6年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書の概要

1 検討会の役割

職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定132職種のうち都道府県方式で実施している111職種を対象に、技能検定制度等に精通した有識者が統廃合等の判断基準に基づき、職種の統廃合等の具体的な取扱いについて検討するもの。

2 統廃合等の判断基準

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し（①）、当該職種の社会的便益を検討・勘案し（②）、統廃合の可否等を検討する。

① 過去6年間の年間平均受検申請者数が100人以下（第1次判断（定量的基準））

ただし、以下の場合は検討対象から除外

- 直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超
- 隔年又は3年毎の実施の場合は、年間平均受検申請者数がそれぞれ50人以上又は30人以上

② 受検申請者数以外の社会的便益を勘案し、統廃合等の可否について検討（第2次判断（社会的便益））

- 関係業界団体等に対するヒアリングの実施
- 一般国民に対するパブリックコメントの実施（令和6年9月17日～10月17日の間で実施）

3 検討対象職種

令和6年度は、①の基準に該当するロープ加工職種について、②の観点から検討を行った。また、令和4年度検討会において令和5年度以降以降の年間受検申請者数が100人以上であることを条件に毎年実施とされた塗料調色職種について、改めて検討を行った。

職種	受検申請者数 6年平均値 (令和2年度を除く)	受検申請者数						
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ロープ加工	97	96	122	107	77	91	81	83
塗料調色	83	93	87	76	定期試験中止	78	79	85

4 検討結果のポイント

1. ロープ加工：

(製造済みのロープを加工して、ロープを材料とする製品をつくる職種)

- 6年間の平均受検申請者数が97人となり、第1次判断基準の100人を3人下回っている。
- しかしながら、関係業界団体の会員が製造した製品に起因する大きな事故が発生していないことは、消費者・国民の安心や信頼の確保の観点で評価できる。また、技能検定の実技試験の課題に用いるワイヤロープの径や加工方法を見直すことで受検申請者が増加する可能性もある。
- このため、関係業界団体が受検勧奨することなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。
- ただし、令和7年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が100人以下となった場合（令和2年度を除く過去6年間の年間平均受検者数が100人を超える場合を除く）には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。
- なお、技能検定の実技試験の課題の適否については、関係業界団体と中央職業能力開発協会が協力し、検討することが望ましい。

2. 塗料調色：

(各種の原色塗料を調合して色合わせし、所定の色及び量の塗料を調色する職種)

- 令和5年度の受検申請者数が85人となり、令和4年度検討会において示した条件の100人を下回っている。
- しかしながら、令和6年度の受検申請者数速報値が97人となったこと、東日本を中心に受検会場が設けられていないこと、受検会場の定員制限により受検を断っているケースや営業職も受検しているケースがあることから、潜在的な受検申請者が多い可能性がある。
- このため、関係業界団体が首都圏への受検会場設置や既存受検会場の定員制限緩和、学科試験対策講習会の実施に取り組むことなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、都道府県方式による毎年実施の継続を認めることが適当である。
- ただし、令和7年度以降に実施される技能検定において年間受検申請者数が100人以下となった場合（令和2年度を除く過去6年間の年間平均受検者数が100人を超える場合を除く）には、改めて隔年実施に実施頻度を落とすことについて本検討会に諮るものとする。

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号（平成29年9月1日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、隨時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会参集者名簿

令和8年1月16日

金子 勝一 山梨学院大学 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集委員

黒澤 昌子(座長) 政策研究大学院大学 副学長

古賀 俊彦 職業能力開発総合大学校 教授

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものつくり大学 教授

塚崎 英世 職業能力開発総合大学校 教授

筒井 美紀 法政大学 教授

五十音順・敬称略